

令和4年9月26日  
一般社団法人東京都食品衛生協会

新型コロナウイルス感染症における「東食生命保険」  
入院見舞金、特約入院保険金のお支払い対象について

この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に心からお見舞い申し上げます。

今般、政府より、令和4年9月26日（月）以降の新型コロナウイルス感染症に係る発生届の対象について、全国一律に重症化リスクの高い方に限定する旨が公表されました。このことを踏まえ当協会では、東食生命保険の入院見舞金、特約入院保険金の「みなし入院」※の取扱いについて検討した結果、お支払いの対象は以下のとおりとしております。

何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

※新型コロナウイルス感染症と診断され、入院が必要にもかかわらず、医療機関の事情などにより、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養された場合について、約款上の定義には該当しないものの「入院」と同等とする特別取扱。

<「みなし入院」による入院見舞金、特約入院保険金のお支払い対象>  
令和4年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下の「重症化リスクの高い方」

- ・ 65 歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方
- ・ 妊娠されている方

- ◆ 令和4年9月25日迄に新型コロナウイルス感染症と診断された方に対してのお支払いは、重症化リスクの高い方に限らず、「みなし入院」の取扱いを継続いたします。
- ◆ 今後、法令の改正等がなされた場合には、必要に応じて更なる対応を行う可能性があります。

【東食生命保険に関するお問い合わせ先】

一般社団法人東京都食品衛生協会 事業部 共済課 TEL03-3404-0121